

お知らせ

償却資産の申告はお済みですか

町内で事業を営まれている方は、事業のために使用される資産（土地・家屋は除く）が「償却資産」として固定資産税の課税対象となります。

事業者は地方税法で、毎年一月一日現在で阿久比町に所在する償却資産について、所有状況を町に申告する必要がありますと定められています。

今年の申告期限は二月一日（月）です。期限までに申告書を提出してください。新たに事業を始められた方などは、申告の方法についてご相談ください。

問い合わせ先

税務課固定資産税係 ☎(48)1111 (内231)

広域還付申告センターを開設

パソコンを利用した確定申告書の作成補助、申告書の受け付け（仮收受）、申告用紙の交付を行う「広域還付申告センター」を開設します。

場所

アスナルホール（金山総合駅北口アスナル金山内）

開設日時

・二月二日（火）～五日（金）

午前九時十五分～午後五時

二月五日（金）は午前九時十五分

～正午

問い合わせ先
名古屋国税局個人課税課
☎052(951)3511 (内4121)

自宅のパソコンで確定申告書が作成できる「国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」もご利用ください。

地元税理士による所得税還付申告無料説明会を開催

日時

二月六日（土）午前九時～午後零時半（受け付けは正午まで）

場所

半田市役所三階大会議室 ☎(2)3111、東海市役所地下大会議室 ☎052(603)2211、大府市役所二階会議室 ☎0562(47)2111、知多市役所（多目的会議室）☎0562(3)3151、常滑市役所二階大会議室 ☎(35)5111

内容
年金収入のある方、医療費控除を受ける方、平成二十一年中に住宅を新・増築した方の所得税還付申告の説明。

問い合わせ先
税務課住民税係 ☎(48)1111 (内217)

所得税の確定申告書提出はインターネット(e-Tax)で

国税庁ホームページから電子申告
自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Tax に送信することができます。

最高5,000円の税額控除

平成21年～22年分の所得税の確定申告を本人の電子署名と電子証明書を付して、申告期限内に e-Tax で行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。（既に控除の適用を受けた方は受けられません）

添付書類の提出省略

所得税の確定申告を e-Tax で行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することで提出と提示を省略することができます。（確定申告期限から3年間、書類の提出と提示を求められることがあります）

還付金がスピーディー

e-Tax で申告した還付申告は早期処理をします。（3週間程度に短縮）

詳細は国税庁 e-Tax ホームページ

（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

電子証明書

(公的個人認証サービス)

電子証明書（公的個人認証サービス）を取得すると、さまざまな公的機関への電子申請ができます。

電子証明書の取得方法

住民福祉課で住民基本台帳カードを入手後、手続きを行うと取得できます。電子証明書は住民基本台帳カードに記録されます。

e-Tax 利用の場合、確定申告時期の直前は混雑します。電子証明書はいつでも取得できますので、早めに手続きをしてください。

電子証明書取得に必要なもの

・本人確認のできるもの（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど官公署が発行した顔写真付き証明書）

・住民基本台帳カード（住民基本台帳カードを取得していない方は印鑑）

発行手数料

住民基本台帳カード五百円、電子証明書五百円

利用に必要なもの

インターネットに接続可能なパソコン、ICカードリーダーライタ

関連ホームページ

【電子証明書公的個人認証サービス】
<http://www.jpki.go.jp/>

【ICカードリーダーライタ】
<http://www.jpki.tw.jp/>

問い合わせ先 住民福祉課
☎(48)1111 (内225)

電子証明書の有効期限は三年間です。住民基本台帳カードの「有効期限十年」とは異なりますのでご注意ください。